

週休日に台風がきたとき『振替？』『管理職特勤？』

1. 週休日の振替手続き等は、事前に行わなければならない
2. 新たに週休日とする日等は、事前に決定しなければならない

★ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

★ 人事院規則一五 — 一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)

★ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(事務総長通知)

7 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合における規則第9条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について記載を省略することができる。

(1) 週休日の振替を行った場合

- ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間、休憩時間及び休息時間
- イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
- ウ 週休日に変更した日

(2) 4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合

- ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間、休憩時間及び休息時間
- イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
- ウ 勤務時間を割り振ることをやめることとなった日並びにその日の勤務時間を割り振ることをやめた後の正規の勤務時間及び休息時間

事前の通知
内容です。



管理職ユニオンでは、土日に台風がきて出勤した場合、『振替？』『管理職特勤？』なのか人事院本院に確認してみました。緊急時に、口頭で通知を行うことも可能と考える、と回答しましたが、上記1. 2. の内容がクリアーされている場合のみだそ
うです。

国土交通省管理職ユニオン
中央本部(2019. 9)